標柱七号から二八四度一五分一四秒	八号
五七・二三四メートルの地点	
標柱八号から二六七度四〇分三二秒	九号
一二八・二〇五メートルの地点	
標柱九号から二三二度二六分五二秒	十号
九四・〇四七メートルの地点	
標柱十号から二四七度五三分九秒	十一号
六二・九二九メートルの地点	
標柱十一号から二六六度一〇分五四秒	十二号
六九・六七五メートルの地点	
標柱十二号から三一九度五八分一九秒	十三号
四八・一三七メートルの地点	
標柱十三号から四度一分九秒	十四号
二〇九・三〇五メートルの地点	
標柱十四号から六度一分七秒	十五号
一〇九・二五七メートルの地点	
標柱十五号から一二度一八分七秒	十六号
四八・八七七メートルの地点	
標柱十六号から三五度四八分三〇秒	十七号
六六・三三九メートルの地点	
標柱十七号から三五三度三七分八秒	十八号
八七・〇九六メートルの地点	
標柱十八号から三四九度四七分三三秒	十九号
四七・三七二メートルの地点	
標柱十九号から三四八度五〇分三九秒	二十号
五六・一一〇メートルの地点	
標柱二十号から八度七分二七秒	二十一号
六八・七八〇メートルの地点	
標柱二十一号から一二度三二分二七秒	二十二号
五四・五七四メートルの地点	
標柱二十二号から三三度三二分一秒	二十三号
五二・三五七メートルの地点	
標柱二十三号から三九度五三分二七秒	二十四号
三九・四四八メートルの地点	
標柱二十四号から七八度三五分八秒	二十五号
五四・一八三メートルの地点	
標柱二十五号から五四度八分二五秒	二十六号
五七・七三八メートルの地点	
標柱二十六号から七八度二三分五秒	二十七号
四九・一八六メートルの地点	
標柱二十七号から九八度四七分四二秒	二十八号
七一・〇〇二メートルの地点	
標柱二十八号から八二度二一分四六秒	二十九号
六八・四〇六メートルの地点	
標柱二十九号から八八度四三分二六秒	三十号
五七・三八一メートルの地点	
標柱三十号から一五五度二八分五八秒	三十一号
八八・四九八メートルの地点	
標柱三十一号から一三一度五四分五五秒	三十二号
八三・五七四メートルの地点	
標柱三十二号から一二八度五七分一四秒	三十三号
一一〇・九三八メートルの地点	
標柱三十三号から一一四度八分五〇秒	三十四号
一三〇・八五一メートルの地点	
標柱三十四号から八二度一〇分二八秒	三十五号
二三七・〇九七メートルの地点	
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称	
寺ナギ、島田洞及び栃洞	
(二)　砂防法第二条の土地の表示	
次に掲げる土地に存する標柱一号から六十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と六十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域	
岐阜県飛騨市神岡町東町	
字大洞	
九六六番九	一号、二号及び六十九号
九八五番	三号
一〇六五番	四号及び五号
一〇七〇番	六号から八号まで
一〇六九番	九号
一〇六二番	十号から十五号まで
一〇五九番	十六号
一〇五八番	十七号
一〇五六番二	十八号
一〇二七番	十九号
九八八番	十九号
九五七番三六	六十二号
九六六番一〇	六十五号から六十七号まで
六四二番一	六十八号
字広洞	六十三号及び六十四号
岐阜県飛騨市神岡町殿	
字保木戸平　一六一九番一	二十号から二十八号まで、五十五号及び五十六号
一六二八番	二十九号から三十一号まで
一六三四番	三十二号及び三十三号
一六三五番	三十四号から三十六号まで
一六六一番一	三十七号から四十二号まで
一六五九番	四十三号
一六五七番	四十四号
一五八一番二	五十四号
一五五三番一	五十七号から五十九号まで
一五五四番四	六十号
一五六二番一	六十一号
岐阜県飛騨市神岡町	
夕陽ケ丘	四十五号
八番五	四十六号から四十九号まで
八番四	五十号及び五十一号
八番三	五十二号
八番一	五十三号
七番二	

○国土交通省告示第六十五号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第九百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十五年一月二十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

三ヨ中「三番地三十七」を「五番地四十四」に改める。

○国土交通省告示第六十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十五年一月九日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年一月二十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所	
第5147号	航海用レーダー	ＦＡＲ－2157－４Ａ	古野電気株式会社	兵庫県西宮市芦原町９番52号

○関東地方整備局告示第十九号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十四年十二月二十一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき告示する。

平成二十五年一月二十四日

関東地方整備局長　森北　佳昭

建築基準法第68条の26第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合：流量調整に嫌気濾床、担体流動ばっ気及び高速固液分離を組合せた方式

製造者の住所・氏名	東京都港区芝浦三丁目６番18号　㈱西原ネオ 取締役社長　久木原　徹
工場の所在地及び名称	栃木県下野市中大領308－２　㈱前田工業 岐阜県可児郡御嵩町上之郷8105－25　三立化工機㈱　御嵩工場 大分県豊後大野市三重町百枝1247番地１　大分工業㈱

認定番号	浄化槽の名称
3－12K－H－016－3	ネオ浄化そう　ＭＣＢ２α－５型
〃　－4	〃　ＭＣＢ２α－７型
〃　－5	〃　ＭＣＢ２α－10型

○関東地方整備局告示第二十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年一月二十四日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　登録番号

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社神奈川建築確認検査機関